

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

福島県人事委員会

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十九日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第二十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第三項第二号中「育児休業の期間」の下に「(基準日以前六箇月の期間に育児休業の期間の全部又は一部が含まれる場合であつて、当該育児休業の全期間の合計が一箇月以下であるときににおける当該基準日以前六箇月の期間内の育児休業の期間を除く。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(採用給与課)